

平成25年度 第2回  
石狩市使用料、手数料等審議会

日 時 平成25年11月8日（金）午前10時00分開会

場 所 庁議室（市役所3階）

石 狩 市

## ■ 会 議 次 第 ■

1 開 会

2 副市長挨拶

3 会長及び副会長選出

4 諮 問

消費税の増税に係る使用料の改定について

5 審 議

6 答 申

7 閉 会

# 資料



## 石狩市使用料、手数料等審議会委員名簿

役職名	氏名	区分
委員	住谷浩	学識経験者
委員	松永昭司	学識経験者
委員	新海節	学識経験者
委員	亀岡和子	公募
委員	袴田律子	公募
委員	中村嘉光	公募
委員	藤田隆	団体推薦（体育協会）
委員	木村峰子	団体推薦（文化協会）
委員	堀弘子	団体推薦（消費者協会）
委員	池田京子	団体推薦（民生委員児童委員連合協議会）

（任期：平成25年8月1日から2年間）



### 1 改定趣旨

社会保障制度の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律に基づき、消費税法等が改正されることから、当市においても影響を受ける使用料に係る条例の改正を要するものです。

### 2 改定内容

石狩市行政財産使用料条例、石狩市道路占用料条例及び石狩市河川管理条例において、消費税相当部分の規定、「100分の105」を「100分の108」に、「100分の4.2」を「100分の4.32」に改正します。

### 3 条例改正案

#### (1) 石狩市行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

改 正 前		改 正 後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	使用料の額（年額）	区分	使用料の額（年額）
土地	(1) 略	(1) 略	
	(2) 前号に掲げる場合以外 の場合	(2) 前号に掲げる場合以外 の場合	当該土地の時価に100分の4を乗じて得た額
建物	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略	
	(3) 前2号に掲げる場合以外 の場合	(3) 前2号に掲げる場合以外 の場合	前号の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額
土地及び建物以外	土地及び建物に準じて算定した額	土地及び建物以外	前号の規定により算出した額に100分の108を乗じて得た額
備考		備考	
1～3 略		1～3 略	
4 使用許可の期間が1月に満たないときの土地の項第2号の規定の適用については、同号中「100分の4」とあるのは、「100分の4.2」とする。		4 使用許可の期間が1月に満たないときの土地の項第2号の規定の適用については、同号中「100分の4」とあるのは、「100分の4.32」とする。	
5～8 略		5～8 略	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

(2) 石狩市道路占用料条例の一部を改正する条例案

改 正 前	改 正 後
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表により算出して得た額（当該占用の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とし、当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表により算出して得た額（当該占用の期間が1月に満たない場合にあつては、その額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とし、当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(3) 石狩市河川管理条例の一部を改正する条例案

改 正 前	改 正 後
<p>別表（第23条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 土地占用料（年額）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 占用料の金額は、上記により算出した金額（許可期間が1月未満の場合 は、上記により算出した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額）から10円未満の 端数を切り捨てた額とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>3 略</p>	<p>別表（第23条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 土地占用料（年額）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 占用料の金額は、上記により算出した金額（許可期間が1月未満の場合 は、上記により算出した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額）から10円未満の 端数を切り捨てた額とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>3 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

4 改定時期

平成26年4月1日



○石狩市行政財産使用料条例

平成5年9月22日条例第17号

〔注〕平成17年から改正経過を注記した。

改正

平成8年8月12日条例第13号

平成8年8月12日条例第16号

平成17年9月26日条例第83号

平成19年2月28日条例第1号

平成20年3月27日条例第4号

石狩市行政財産使用料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可を受けた者は、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第3条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(加算料金)

第4条 行政財産を使用させる場合において、当該使用に関し、次に掲げる費用をその使用者に負担させることが相当であるときは、当該費用の額をその使用料の額に加算して徴収するものとする。

(1) 電気若しくは電力料金、水道料金又はガス料金

(2) 暖冷房に要する経費

(3) 火災保険料

(4) 清掃、整理等に要する経費であって使用者に負担させることが相当であると市長が認めるもの

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める。(平成5年規則第30号により、同5年11月15日から施行)

(浜益村の編入に伴う経過措置)

2 浜益村の編入の日前に、浜益村長のした行政財産の使用の許可に係る使用料については、浜益村行政財産使用料条例(平成2年浜益村条例第11号)の例による。

附 則(平成8年8月12日条例第13号抄)

1 この条例は、平成8年9月1日から施行する。(後略)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、別に市長が定めることができる。

附 則(平成8年8月12日条例第16号)

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成17年9月26日条例第83号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年2月28日条例第1号)

この条例は、平成19年3月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表の改正(土地の項第1号に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成20年4月規則第20号で、同20年5月1日から施行)

別表（第2条関係）

区分		使用料の額（年額）
土地	(1) 職員等が通勤に使用する自動車 を駐車するための用途に使用 する場合	1台につき12,000円
	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	当該土地の時価に100分の4を乗じて得た額
建物	(1) 広告（市長が定めるもの に限る。）の用途に使用する 場合	市長が別に定める額
	(2) 人の居住のために使用する 場合	次に掲げる額の合計額に当該使用面積を当該建物の延べ面積で除して得た数（その数に小数点以下4位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額 ア 当該建物の時価に100分の4を乗じて得た額 イ 当該建物の複成価格の100分の80に相当する額を耐用年数で除して得た額 ウ 当該建物の占める土地の時価に100分の4を乗じて得た額
	(3) 前2号に掲げる場合以外の場合	前号の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額
土地及び建物以外		土地及び建物に準じて算定した額

## 備考

- 1 建物の耐用年数は次に掲げる年数とする。
  - (1) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及びこれらに準ずるもの 65年
  - (2) ブロック造、れんが造及びこれらに準ずるもの 50年
  - (3) 前2号に該当しないもの 30年
- 2 使用許可の期間が1年に満たないか又は1年に満たない期間があるときは当該期間については月割計算により、その期間が1月に満たないか又は1月に満たない期間があるときは当該期間については日割計算により算定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、土地の項第1号の日額は、100円とする。
- 4 使用許可の期間が1月に満たないときの土地の項第2号の規定の適用については、同号中「100分の4」とあるのは、「100分の4.2」とする。
- 5 建物の項第2号の場合において使用許可の期間が1月に満たないときは、建物の項第3号の場合とみなして、同号の規定を適用する。
- 6 使用料の額を算出した場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 1件の使用料の額が1,000円未満となる場合（土地の項第1号について日額を単位として算定する場合を除く。）の使用料の額は、これを1,000円とする。
- 8 電柱等の支持物のための土地の使用にあつては、使用料は徴収しない。

○石狩市道路占用料条例

昭和32年10月1日条例第1号

〔注〕平成17年から改正経過を注記した。

改正

昭和51年3月31日条例第14号  
昭和56年3月31日条例第4号  
昭和60年3月26日条例第12号  
平成元年9月8日条例第24号  
平成8年8月12日条例第13号  
平成8年8月12日条例第16号  
平成9年10月3日条例第30号  
平成14年12月18日条例第34号  
平成17年9月26日条例第113号  
平成21年12月15日条例第35号

石狩市道路占用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、市が徴収する道路の占用料の額及び徴収方法並びに占用料に係る延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表により算出して得た額（当該占用の期間が1月に満たない場合にあっては、その額に100分の105を乗じて得た額とし、当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

2 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

(1) 法第35条に規定する事業又は地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの

(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

(3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

(4) 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

(5) 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件

(納期限)

第3条 占用料は、次の各号に掲げる納期限までに納付しなければならない。

(1) 占用の期間が1年未満の場合は、その占用の許可の日から1月以内において市長の定める期日

(2) 占用の期間が1年以上の場合は、その初年度分については前号の規定によるものとし、次年度以後の分については当該年度の4月中において市長の定める期日

(還付)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の占用料は還付しない。

(1) 法第71条第1項の規定により占用の許可を取り消したとき。

(2) 占用者の都合により許可期間内に占用をやめたとき。

2 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したときは、当該占用箇所の原状回復が完了された月の翌月から月割をもって占用料を還付する。

(延滞金の徴収)

第5条 法第73条第2項の規定により市が徴収する延滞金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ年14.5パーセント（当該納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合により計算した額とする。

2 前項に定めるもののほか、法第73条第2項の規定により市が徴収する延滞金の端数計算及び減免については、石狩市延滞金徴収条例（昭和51年条例第20号）第2条第2項及び第3条に定めるところによる。

(施行細目)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

(厚田村及び浜益村の編入に伴う経過措置)

- 2 浜益村の編入の日前に浜益村道路占用料徴収条例(昭和60年浜益村条例第3号。以下「浜益村条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 厚田村及び浜益村の編入の日前に法第32条第1項又は第3項の規定に基づき厚田村長又は浜益村長がした許可に係る道路の占用料及び延滞金の額については、なお従前の例による。
- 4 浜益村の編入の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお浜益村条例の例による。

附 則(昭和51年3月31日条例第14号)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、既に堤とうの占用許可を受けていた者に係る占用料の額等については、当分の間、なお従前の例による。

附 則(昭和56年3月31日条例第4号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月26日条例第12号)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の石狩町道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用する。

附 則(平成元年9月8日条例第24号)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。(平成元年規則第9号により、同年10月1日から施行)
- 2 この条例による改正後の石狩町道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用許可に係る占用料から適用する。

附 則(平成8年8月12日条例第13号抄)

- 1 この条例は、平成8年9月1日から施行する。(後略)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、別に市長が定めることができる。

附 則(平成8年8月12日条例第16号)

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成9年10月3日条例第30号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の石狩市道路占用料条例第2条及び別表の規定は、平成10年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月18日条例第34号)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の石狩市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の許可に係る占用料について適用し、同日前の占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月26日条例第113号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月15日条例第35号)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の石狩市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	630円
	第2種電柱		970円
	第3種電柱		1,300円
	第1種電話柱		560円
	第2種電話柱		900円
	第3種電話柱		1,200円
	その他の柱類		56円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき
	地下電線その他地下に設ける線類	1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340円

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,100円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			470円
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	24円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			51円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			67円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			100円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			240円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			340円
外径が1メートル以上のもの		670円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,000円
	地下に設ける通路			600円
	その他のもの			1,100円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円
	標識		1本につき1年	900円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20円
		その他のもの	1本につき1月	200円
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円
その他のもの			1,000円	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	200円
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				110円

備考

1 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当

該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、許可の時点における近傍類似の土地の1平方メートル当たりの時価を考慮して市長が定める額を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の金額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 占用料の金額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

○石狩市河川管理条例

平成12年3月30日条例第32号

〔注〕平成17年から改正経過を注記した。

改正

平成12年12月21日条例第52号

平成13年7月2日条例第21号

平成14年3月29日条例第13号

平成17年6月30日条例第43号

平成21年7月6日条例第21号

平成22年3月31日条例第5号

平成23年12月16日条例第25号

石狩市河川管理条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 準用河川（第3条—第5条）

第3章 普通河川（第6条—第22条）

第4章 流水占用料等（第23条—第25条）

第5章 雑則（第26条—第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の区域内に存する準用河川及び普通河川について、災害の発生が防止され、準用河川及び普通河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるように管理することにより、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 準用河川 河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定に基づき市長が指定した公共の水流及び水面をいう。
- (2) 普通河川 河川法の適用又は準用を受けない公共の水流及び水面であって、河川管理者が指定したものをいい、当該公共の水流及び水面に係る河川管理施設を含むものとする。
- (3) 河川管理者 河川法第100条第1項において準用する同法（以下「法」という。）及びこの条例の規定に基づき、準用河川又は普通河川の管理を行う市長をいう。
- (4) 河川区域 次に掲げる区域をいう。
  - ア 法第6条第1項に規定する区域
  - イ 普通河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が普通河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含む。）の区域
  - ウ 普通河川の河川管理施設の敷地である土地の区域
  - エ 普通河川の堤外の土地の区域のうち、イに掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域
- (5) 河川管理施設 次に掲げる施設をいう。
  - ア 法第3条第2項に規定する施設
  - イ 普通河川において、せき、水門、堤防、護岸、床止めその他流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。
- (6) 河川工事 次に掲げる工事をいう。
  - ア 法第8条に規定する工事
  - イ 普通河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するために普通河川について行う工事

第2章 準用河川

（他法令との関係）

第3条 準用河川の管理については、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「政令」という。）及び河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（届出）

第4条 法第23条から第27条までの許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める

ところにより、速やかに、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所（法人にあっては、当該法人の名称若しくは住所又は代表者の氏名）を変更したとき。
- (2) 当該許可に係る工事その他の行為に着手したとき。
- (3) 当該許可に係る工事その他の行為を許可の期間の満了する前に中止し、又は完了したとき。
- (4) 災害その他の不可抗力により、当該許可に係る目的を達成することができなくなったとき。

（許可の表示）

第5条 法第23条から第27条までの許可を受けた者は、表示板を設置して、当該許可を受けたことを表示しなければならない。ただし、河川管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

### 第3章 普通河川

（指定の告示）

第6条 河川管理者は、普通河川を指定するときは、その名称及び区間を告示しなければならない。これを変更し、又は指定の廃止をするときも、同様とする。

2 河川管理者は、第2条第4号エの区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。これを変更し、又は指定の廃止をするときも、同様とする。

（河川管理施設等の構造の基準）

第7条 河川管理施設又は第11条第4号の規定により許可を受けて設置される工作物は、河川管理者が別に定める技術的基準に適合する構造でなければならない。

（河川管理者以外の者の施行する河川工事等）

第8条 河川管理者以外の者（国及び北海道を除く。）は、あらかじめ、河川管理者の承認を受けて、普通河川の河川工事又は維持を行うことができる。ただし、次条の規定による場合又は草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持を行う場合については、河川管理者の承認を受けることを要しない。

2 国又は北海道は、あらかじめ、河川管理者と協議して、普通河川の河川工事又は維持を行うことができる。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

（工事原因者による工事の施行等）

第9条 河川管理者は、普通河川の河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は普通河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは普通河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「損傷等の行為」という。）によって必要を生じた普通河川の河川工事又は維持を当該他の工事の施行者又は当該損傷等の行為の行為者に行わせることができる。

（禁止行為）

第10条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 普通河川を損傷すること。
- (2) 普通河川の河川区域内の土地に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。
- (3) 前2号に定める行為のほか、普通河川の管理上有害な行為として規則で定める行為

（許可を要する行為）

第11条 次の各号のいずれかの行為をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 普通河川の流水を占用する行為
- (2) 普通河川の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。次号において同じ。）を占用する行為
- (3) 普通河川の河川区域内の土地において土石その他の産出物を採取する行為
- (4) 普通河川の河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却する行為
- (5) 普通河川の河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前号の規定による許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採する行為（規則で定める軽易な行為を除く。）
- (6) 普通河川の河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の普通河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する行為（日常生活のために必要な行為又は農業若しくは漁業を営むために通常行われる行為を除く。）
- (7) 前各号に定めるもののほか、普通河川に影響を及ぼすおそれのある行為として規則で定める行為（他の法律又は条例の規定による許可等の処分に係る行為を除く。）

（届出）

第12条 第4条の規定は、前条の許可を受けた者について準用する。

（汚水の排出）

第13条 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について他の法律又は条例の規定により許可等の処分を受け、又は届出をしているときは、この限りでない。



2 前項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、若しくはその届出に係る事項を変更したとき、又は汚水の排出を廃止したときは、遅滞なく、その旨を河川管理者に届け出なければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 河川管理者は、異常な濁水等により普通河川の汚濁が著しく進行し、普通河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、普通河川に汚水を排出する者に対し、排出する汚水の量を減ずること、汚水の排出を一時停止することその他の当該支障を除去するために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(権利の譲渡)

第14条 第11条第1号から第3号までの規定による許可に基づく権利は、あらかじめ、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(地位の承継の届出)

第15条 第8条第1項により河川工事の施行を承認された者、第9条により河川工事の施行を命ぜられた者及び第11条による許可を受けた者の相続人、合併又は分割により設立される法人その他の一般承継人(分割による承継の場合にあっては、第8条第1項、第9条並びに第11条第1号から第3号まで、第6号及び第7号の規定による承認、命令及び許可に基づく権利義務を承継し、又は同条第4号及び第5号の規定による許可に係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地(以下この条において「許可に係る工作物等」という。)を承継する法人に限る。)は、被承継人が有していたこれらの規定による承認、命令及び許可に基づく地位を承継する。

2 第11条第4号及び第5号の規定による許可を受けた者から当該許可に係る工作物等を譲り受け、又はこれらを使用する権利を取得した者は、当該許可を受けていた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

3 前2項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

(原状回復命令等)

第16条 第11条第4号の規定による許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

2 河川管理者は、前項の届出があった場合において、普通河川の管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、普通河川を原状に回復し、その他普通河川の管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

(許可等の条件)

第17条 河川管理者は、適正な普通河川の管理を確保するために必要な最少限度であって、かつ、当該許可又は承認を受けた者に対し不当な義務を課すこととならない範囲において、この条例の規定による許可又は承認に、必要な条件を付することができる。

(立入検査等)

第18条 河川管理者は、この条例を施行するため必要がある場合においては、この条例の規定により許可若しくは承認を受けた者から普通河川の管理上必要な報告を徴し、又はこの条例による権限を行うため必要な限度において、職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(監督処分)

第19条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは普通河川を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人又はその者から当該違反に係る工作物若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者

(2) この条例の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

(3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者

2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可又は承認を受

けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法律又は条例の規定による行政庁の許可等の処分を受けることを必要とする場合において、当該処分を受けることができなかつたとき、又は当該処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
- (2) 許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。
- (3) 天然現象により普通河川の状況が変化したことにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が普通河川の管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。
- (4) 普通河川の河川工事のためやむを得ない必要があるとき。
- (5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

(監督処分に伴う損失の補償)

第20条 河川管理者は、前条第2項第4号又は第5号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 河川管理者は、前項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第2項第5号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(原因者の費用負担)

第21条 河川管理者は、他の工事又は損傷等の行為により必要を生じた普通河川の河川工事又は維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は損傷等の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 第8条第1項又は第2項の規定により河川管理者以外の者が行う普通河川の河川工事又は維持に要する費用は、当該河川工事又は維持を行う者が負担しなければならない。

(義務の履行のために要する費用)

第22条 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、この条例に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

#### 第4章 流水占用料等

(流水占用料等の徴収等)

第23条 市長は、法第23条から第25条まで及び第11条第1号から第3号までの規定による許可を受けた者から、別表に定める流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公共の用に供する目的で流水若しくは土地の占用又は土石その他の準用河川又は普通河川の産出物の採取（以下「流水の占用等」という。）をするとき。
- (2) かんがいのために行う流水の占用等をするとき。
- (3) 公益性の高い事業を行うため流水の占用等をするとき。
- (4) 特別の事由があると市長が認めるとき。

2 流水占用料等の徴収方法は、規則で定める。

3 既納の流水占用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) 政令第57条の4において準用する政令第18条第2項第2号の規定に該当するとき。
- (2) 第19条第2項の規定による処分により、流水占用料等の額の算出の基礎となつた事項に変更が生じたとき。

(流水占用料等の督促)

第24条 流水占用料等をその納期限までに納付しない者がある場合においては、市長は、規則で定めるところにより期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

(延滞金の徴収)

第25条 前条の規定による督促をした場合において、その流水占用料等の額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日からその流水占用料等の納付の日又は財産差押えの日の前日までの日数に応じ、当該額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.5パーセントの割合により計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金額に100円未満の端数を生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を徴収しない。

#### 第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第27条 偽りその他不正の行為により流水占用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に

処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1号の規定に違反して、普通河川の流水を占用した者
- (2) 第11条第4号の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者
- (3) 第11条第5号の規定に違反して、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更し、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1号の規定に違反して、普通河川を損傷した者
- (2) 第10条第2号の規定に違反して、普通河川の河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てた者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、第11条第1号又は第4号から第7号までの規定により許可を受けた者
- (4) 第11条第6号の規定に違反して、土、汚物、染料その他の普通河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄した者
- (5) 第13条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第18条第1項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、若しくは妨げた者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第31条 第15条第3項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 本市の区域内に存する公共の水流であって、この条例の施行の日の前日において北海道普通河川及び堤防敷地条例を廃止する条例（平成12年北海道条例第89号）による廃止前の北海道普通河川及び堤防敷地条例（昭和24年北海道条例第51号。以下「道条例」という。）の規定により北海道知事が管理していたものは、附則第4項の規定により第2条第2号の指定がされるまでの間、これを普通河川とみなす。
- 3 前項の規定により普通河川とみなされる公共の水流の用に供されているとされる土地（本市の区域内に存する土地に限る。）であって国土交通大臣の所管に属するものは、同項の規定が適用される間に限り、これを河川管理者が管理する河川区域とみなして、第11条第2号及び第3号の規定を適用する。
- 4 河川管理者は、附則第2項に規定する公共の水流については、必要な調査を終え次第、速やかに第2条第2号の指定をするものとする。
- 5 道条例の規定による許可に基づき、この条例の施行の際現にこの条例の規定による許可を要する行為を行い、又は工作物を設置している者は、従前と同様の条件により、この条例の相当規定による許可を受けたものとみなす。
- 6 石狩市普通河川及び堤防敷地に関する料金徴収条例（昭和60年条例第13号）は、廃止する。
- 7 厚田村及び浜益村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、厚田村普通河川管理条例（平成12年厚田村条例第6号）又は浜益村普通河川管理条例（平成12年浜益村条例第32号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 8 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則（平成12年12月21日条例第52号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月2日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第43号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年7月6日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第5号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月16日条例第25号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の石狩市河川管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日

(以下「施行日」という。)以後の河川法(昭和39年法律第167号)第100条において準用する同法第23条から第25条までの規定による許可に係る流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)について適用し、施行日前の同法第100条において準用する同法第23条から第25条までの規定による許可に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

3 新条例第25条の規定は、施行日以後に納期限が到来する流水占用料等に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の到来する流水占用料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第23条関係)

1 流水占用料(年額)

区分	単位	期間	単価及び算出方法	摘要
鉱工業用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	34,200円	鉱工業経営に必要な用水(ボイラー冷却用水を除く。)
ボイラー冷却用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	6,400円	
農産物加工用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	3,200円	農業者が自家生産物を直接加工するために必要な用水に限る。
魚族養殖用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	9,500円	
鉱泉水	1口	1年間	類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第349条に規定する土地課税台帳等に登録された価格をいう。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額	土地占用料を徴収しない場合に限る。
その他の用水	毎秒0.01立方メートル	1年間又は1使用期間	6,400円	

備考

1 1件が0.01立方メートル未満のものである場合は、0.01立方メートルとして計算する。

2 期間の欄中「1使用期間」とは、毎年度における水利使用に係る操業期間をいう。

2 土地占用料(年額)

区分	単位	単価及び算出方法	摘要
鉱泉地	1口	類似の土地の価格に100分の5を乗じて得た額	
工作物の伴う敷地	1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格(以下「近傍価格」という。)に100分の5を乗じて得た額(その額が20円未満のときは、20円)	
工作物の伴わない敷地	1平方メートル	近傍価格に100分の3を乗じて得た額(その額が10円未満のときは、10円)	
農耕用敷地	1平方メートル	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額(農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の農地法(昭和27年法律第229号)第23条第1項の規定に基づき石狩市農業委員会が改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額をいう。以下同じ。)に100分の50を乗じて得た額	
採草及び放牧用敷地	1平方メートル	近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の30を乗じて得た額	
鉄道及び軌道用敷地	1平方メートル	70円	
漁業及び養殖用水面	1平方メートル	15円	
けい船その	1平方メー	25円	

他に係る水面	トル		
管の埋設	1メートル		25円
電柱	1本		620円 単位は、H柱は2本分とし、支線及び支柱は半本分とする。
鉄塔	1基		1,250円

備考

- 1 占用料の金額は、上記により算出した金額（許可期間が1月未満の場合は、上記により算出した額に100分の105を乗じて得た額）から10円未満の端数を切り捨てた額とする。
  - 2 1件が1平方メートル又は1メートル未満のものである場合は、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
  - 3 許可期間に1年未満の端数があるときは、その分を月割で計算する。
  - 4 単価を算出するに当たっては、近傍価格が前年度の当該占用に係る土地占用料の算定に用いた近傍価格に1.1を乗じて得た額（以下「調整近傍価格」という。）を超える場合には、当該調整近傍価格を近傍価格とする。
- 3 土石採取料その他の河川産出物採取料

区分	単位	単価	摘要
土砂	1立方メートル	130円	
砂	1立方メートル	160円	
切込砂利	1立方メートル	160円	
砂利	1立方メートル	160円	栗石を含む。
玉石	1立方メートル	210円	
転石	1立方メートル	890円	
芝草	1立方メートル	50円	
木杭	1束	100円	胴径30センチメートルで元口径4センチメートル以内、長さ1.2メートル以内のものを標準とする。
粗（そ）朶（だ）	1束	60円	胴径30センチメートルで長さ3.5メートルのものを標準とする。
帯（たい）梢（しよう）	1束（25本）	100円	1本につき元口径3センチメートル、長さ3.5メートルのものを標準とする。
雑草	100キログラム	70円	
その他		市長が定める額	

備考

算定して得た額が100円未満のものについては、100円とする。